

オープンカウンター方式による見積合せ説明書

本説明書は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が発注する調達契約に関し、オープンカウンター方式による見積合せに参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項について、説明したものです。

なお、オープンカウンター方式とは、機構が調達する案件で独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 370 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 6 号（いわゆる少額契約）に該当する場合のうち、消耗品、備品等の物件の購入、印刷製本等及び役務その他の契約で適当な案件を、ホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方式です。

1 オープンカウンター方式による見積合せに付する事項

「オープンカウンター方式による見積合せの公示」（以下「公示」という。）に示すとおりとします。

2 見積参加者に必要な資格

公示に示すとおりとします。

3 見積方法

(1) 見積参加者は、公示、仕様書、本説明書等を熟覧し、承諾のうえで、見積りを行わなければなりません。この場合において、当該調達について疑義がある場合は、機構に説明を求めることができます。ただし、見積書提出後、当該調達についての不明を理由として異議を申立てることはできません。

(2) 見積参加者は、見積案件ごとに所定の書式による見積書により見積りをして下さい。また、見積書の押印を省略する場合は、見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載してください。なお、御記載いただいた連絡先には、必要に応じて、提出いただいた書類の確認のため、こちらから連絡させていただく場合がございます。

(3) 見積書は、封かんの上、見積参加者の氏名等必要事項を明記し持参して下さい。また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示してください。

ただし、機構においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができます。この場合には、二重封筒とし、表封筒に見積書在中の旨を朱書し、中封筒に必要事項を記載し、機構あての親書で提出して下さい。また、見積書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書してください。

なお、原則、電話、電報その他の方法による提出は認めませんが、押印を省略した見積書に限り、公示において認めたときは、電子メールにより提出することがで

きます。

- (4) 見積書の提出場所及び提出期限は、公示に示すとおりとします。
- (5) 見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず押印をしなければなりません。但し、金額の訂正は認めません。
- (6) 見積参加者は、見積書を提出した後は、開封の前後を問わず、辞退をすることができません。また、引換え、変更又は取消しをすることもできません。
- (7) 見積参加者は、調達物品等の本体価格のほか、納入場所への輸送費等調達に要する一切の諸経費を見積るものとします。

4 見積合せ

(1) 見積参加者の立会

見積合せは、公示において指定する日時に行います。なお、その際、見積参加者の立会は不要です。

(2) 参加者不在等の取扱い

見積書の提出期限までに見積書を提出する者がいないとき又は見積合せをした場合において予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、機構が選定した者へ見積りを依頼することができるものとします。

5 公正な見積りの確保

- (1) 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 見積参加者は、見積りに当たっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければなりません。
- (3) 見積参加者は、契約の相手方の決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはなりません。

6 無効の見積書

次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とし、無効の見積りを行った者を契約の相手方として決定していた場合は、その決定を取り消します。

- (1) 参加資格のない者が見積りをなしたとき
- (2) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- (3) 見積金額の記載を訂正したとき
- (4) 見積者の記名のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）の判然としないとき（押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき）
- (5) 1人で同時に2通以上の見積書をもって見積りを行ったとき
- (6) 明らかに連合によると認められるとき
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条

件を具備していないとき

7 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積りした者を契約の相手方とします。
- (2) 上記(1)において、同価の見積りをした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定します。
- (3) 見積合せの結果は、契約の相手方と決定した者へのみ、通知します。

8 契約保証金

契約の相手方と決定した者は、契約締結と同時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付を免除された場合は、この限りではありません。なお、契約保証金の納付の有無は、公示において示します。

9 契約の締結

契約の相手方と決定した者は、決定された日から7日以内に契約書、請書その他これに準ずる書面を作成し、契約を締結しなければなりません。ただし、契約書等の作成が不要とされた場合は、この限りではありません。なお、契約書等の作成の要否は、公示において示します。

10 見積参加者に求められる義務

見積参加者は、公示において求められた要件について、機構から説明を求められた場合は、機構が指定した期限までに見積参加者の負担において完全な説明をしなければなりません。

11 見積の参加制限

次の各号の一に該当する者にあつては、その事実のあつた後2年間見積りに参加することができません。

- (1) 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があつた者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 契約予定者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

12 その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積参加者が負担するものとします。
- (2) 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対し追加資料の提出を求める場合があります。
- (3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 都合により見積合せを取りやめることがあります。

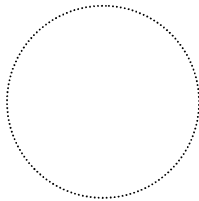
- (5) 契約の相手方として決定した者が正当な理由がなく、業務を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

以 上

使用印鑑届

登録番号						
会社名(フリガナ)						

使用
印

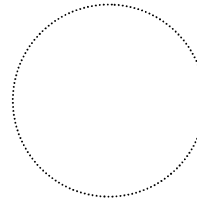


左記の印鑑を、独立行政法人都市再生機構中部支社に
提出する書類に使用したいのでお届けします。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 中部支社長殿

住 所
商号又は名称
代 表 者



実
印

印鑑証明書(原本・発行日
から3ヶ月以内有効)添付

※(年間)委任を予定しない場合は、上段「使用印鑑届」のみ記入してください。

年 間 委 任 状

私は、都合により [] を代理人と定め、下記の権限を委任します。
なお、本委任を解除する場合には、双方連署の上届出のない限りその効力の無いことを誓約します。

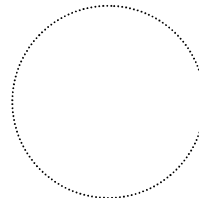
記

- 見積書及び入札書提出の件
- 請負契約締結の件
- 請負契約履行に関する件
- 請負代金請求及び受領の件
- 上記各号に関し復代理人選任及び解任の件
- その他契約締結に係る一切の件
- 期間 令和 [] 年 [] 月 [] 日から令和9年3月31日まで

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 中部支社長殿

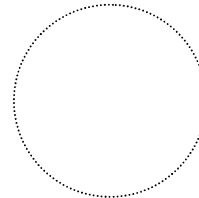
委任者



実
印

上記委任の件承諾しました。

受任者



使
用
印

契約書に押す
印鑑

用 印 鑑 届

例

登録番号

会社名 (フリガナ)

左記の印鑑を、独立行政法人都市再生機構中部支社に提出する書類に使用したいのでお届けします。

令和 年 月 日

必須

印鑑証明書 (原本・発行日から3ヶ月以内有効) 添付

印鑑登録証明書に登録されている印

実印

使用印

独立行政法人都市再生機構 中部支社長殿

住 所
商号又は名称
代 表 者

※ (年間) 委任を予定しない場合は、上段「使用印鑑届」のみ記入してください。

本店→支店への委任する場合の
年間委任

委 任 状

本店にて契約する場合、本店の担
当者が入札等に参加する場合は、
上段のみ記入

私は、都合により (支店長名 等) を代理人と定め、下記の権限を委任します。
なお、本委任を解除する場合には、双方連署の上届出のない限りその効力の
記

1. 見積書及び入札書提出の件
2. 請負契約締結の件
3. 請負契約履行に関する件
4. 請負代金請求及び受領の件
5. 上記各号に関し復代理人選任及び解任の件
6. その他契約締結に係る一切の件
7. 期間 令和 年 月 日から令和9年3月31日まで

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 中部支社長殿

委任者

(本店住所)
(代表取締役名)

代表取締役等、上段の
代表者の実印

実印

上記委任の件承諾しました。

受任者

(支店住所)
(支店長名等)

支店長等が契約書に
押す印鑑、上段の使用印

使用印